

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成18年4月26日提出

天理市長 南 佳 策

専決第3号

専 決 処 分 書

起債許可額の決定等により、平成17年度天理市一般会計予算及び平成17年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

天理市長 南 佳 策

平成17年度天理市一般会計補正予算（第10号）

平成17年度天理市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,150,356千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成18年3月31日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市債		千円 2,483,000	千円 61,800	千円 2,544,800
	1 市債	2,483,000	61,800	2,544,800
歳 入 合 計		25,088,556	61,800	25,150,356

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,313,422	千円 61,800	千円 3,375,222
	1 総務管理費	2,559,593	61,800	2,621,393
歳 出	合 計	25,088,556	61,800	25,150,356

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
10	2		千円		千円
教 育 費	小 学 校 費	校舎耐震改修事業	262,500	校舎耐震改修事業	266,385

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村総合整備事業	千円 33,400	当初議決	当初議決	当初議決	千円 37,200	当初議決	当初議決	当初議決
道路整備事業	133,000				145,100			
流域貯留浸透事業	15,100				16,800			
都市計画街路事業	244,900				271,500			
都市計画公園事業	153,200				170,300			
公営住宅建設事業	139,500	140,000						

平成17年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成17年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,928,906千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年3月31日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市債		千円 1,567,600	千円 △300	千円 1,567,300
	1 市債	1,567,600	△300	1,567,300
歳 入 合 計		4,929,206	△300	4,928,906

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 2,992,974	千円 △300	千円 2,992,674
	2 下水道事業費	2,291,436	△300	2,291,136
歳 出	合 計	4,929,206	△300	4,928,906

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 79,900	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	千円 79,600	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

専決第4号

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）の公布に伴い、天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「176,000円」を「168,000円」に改める。

第31条第2項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第1号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第34条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第34条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第34条の4を削り、第34条の5を第34条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（調整控除）

第34条の5 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

（1） 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 ア
に掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円
を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に
掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下
欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額
第34条の6中「第34条の4」を「前条」に改める。

第34条の7第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割
額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額
に5分の3」に改め、「（法第37条の3の規定により控除されるべき額で同
条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又
は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれ
なかった金額を加えた金額）」を削り、「、第34条の4及び前条」を「及び
前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することが
できなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当
該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若し
くは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を
加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控
除することができなかった金額があるときは、当該控除することができな
かった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額か
ら控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

第36条の2第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、
同条第6項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」
を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第
4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることが
できるもの」を加える。

第53条の4を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第53条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第57条中「第10号の8」を「第10号の7」に、「本条」を「この条」に改める。

第59条中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

第61条第9項中「本条」を「この条」に改め、「第1項から第6項まで」の次に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第10項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「並びに法第349条の3第11項」を加える。

第95条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

附則第5条第1項中「35万円を」を「32万円を」に改め、同条第2項中「第34条の4」を「第34条の5」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第6条第1項中「第4条第4項第1号」を「第4条第1項第1号」に、「第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「第4条第4項第2号」を「第4条第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く)を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の2第1項中「第4条の2第4項第1号」を「第4条の2第1項第1号」に、「第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項

第2号」を「第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「第4条の2第4項第2号」を「第4条の2第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。）（本項の規定により前年前において控除されたものを除く）」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という」に、「その提出期限までに提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の3第1項中「第4条の3第3項において準用する同条第1項」を「第4条の3第4項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する令第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に、「本条例」を「この条例」に改める。

附則第7条第1項中「（利息の配当を除く。）」を削り、「第34条の4」を「第34条の5」に改め、同条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第7条の2を次のように改める。

第7条の2 削除

附則第7条の2の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額

から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

附則第8条第2項中「第34条の4まで、第34条の6及び附則第7条の規定にかかわらず」を「第34条の3まで、第34条の5、第34条の6、附則第7条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第34条の4まで」を「第34条の3まで、第34条の5」に、「及び附則第7条」を「、附則第7条第1項及び前条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第9条を次のように改める。

（市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等）

第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。

附則第10条の2第4項を削り、同条第5項中「第16条第7項」を「第16条第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第16条第8項」を「第16条第7項」に改め、同項第2号中「第12条第24項」を「第12条第23項」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第10条の3第1項中「(法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第4項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第3号中「、第5項又は第6項」を「又は第5項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「第18条第2項」を「第18条第7項」に、「第19条の4第2項」を「第19条の4第5項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第17条第6号イ」を「第17条第8号イ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号

附則第11条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地」を「平成19年度適用土地」に、「平成16年度類似適用土地」を「平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改

める。

附則第12条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条を次のように改める。

第12条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額

が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の

課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第13条の3を次のように改める。

第13条の3 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区

域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。

附則第13条の4を次のように改める。

13条の4 削除

附則第14条中「、第12条の2」を削る。

附則第15条の2第1項中「第12条第1項」を「第12条第1項から第6項まで」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第31条の3第4項」を「第31条の3第3項」に、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第16条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第16条の4第1項中「第33条の3第1項」を「第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「第33条の3第2項」を「第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第16条の4第1項」を「並びに附則第16条の4第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「第33条の3第4項」を「第33条の3第8項」に改める。

附則第17条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3

第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第17条第1項」を「並びに附則第17条第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第17条の2第1項中「本条」を「この条」に、「第34条の2第1項」を「第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号を次のように改める。

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

附則第17条の2第2項中「第34条の2第2項」を「第34条の2第5項」に、「本項」を「この項」に、「第34条の2第7項」を「第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第17条の3第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号を次のように改める。

ア 144万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

附則第18条第1項中「第5項において準用する附則第17条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「第35条第3項」を「第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「第35条第3項」を「第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第1項中「第18条第1項」を「第18条第6項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第4項第1号」を「第2項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第19条第1項」を「並びに附則第19条第1項」に改め、「と、第34条の7第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第3項」」を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第19条の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第18条の2第1項」を「第18条の2第5項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「、次条及び附則第19条の4」を削り、「第18条の2第3項」を「第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「第18条の2第4項」を「第18条の2第7項」に改める。

附則第19条の3中「第18条の3第1項から第4項まで」を「第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第19条の4中「第35条の2第1項」を「第35条の2第6項」に、「第35条の2の4第1項及び第2項」を「第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第19条の5第1項中「第35条の2の6第2項」を「第35条の2の6第8項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「第19条第1項及び附則第19条の3中」を「第19条第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改める。

附則第20条第1項中「本条」を「この条」に、「第35条の3第1項」を「第35条の3第11項」に、「第18条の6第1項」を「第18条の6第22項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第3項中「第35条の3第4項」を「第35条の3第14項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「第19条第1項及び附則第19条の3中」を「第19条第1項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改め、同条第7項中「第18条の6第13項」を「第18条の6第35項」に、「第18条の6

第14項」を「第18条の6第36項」に改める。

附則第20条の2第1項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第20条の2第1項」を「並びに附則第20条の2第1項」に改め、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削る。

附則第20条の3第1項中「第35条の4の2第2項」を「第35条の4の2第8項」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第20条の3の次に次の1条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項の規定の適用

については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の

68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所

得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の7第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附則第21条を次のように改める。

第21条 削除

附則第22条の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条を次のように改める。

第22条 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の

当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

附則第23条から附則第25条までを次のように改める。

第23条 前条の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第24条 第22条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第22条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第25条 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第22条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

附則第28条及び附則第29条を削る。

附則第27条を附則第29条とする。

附則第26条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「都市計画税の課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加え、同条を附則第28条とする。

附則第25条の次に次の2条を加える。

第26条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第22条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第27条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第22条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

附則第30条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第30条 市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により天理市税賦課徴収条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

附則第33条中「第15条第3項、第17項、第18項、第39項、第41項、第45項、第48項、第49項、第51項、第52項若しくは第54項から第59項まで」を「第15

条第2項、第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項又は第58項」に改め、同条を附則第36条とする。

附則第32条中「第22条及び第23条」を「第22条及び第24条」に、「第22条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」を「第22条、第25条及び第26条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」に、「第25条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第2項に」を「第25条第7項において読み替えて準用される法附則第18条第7項に、附則第23条及び第25条の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に、附則第23条、第26条及び第27条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に」に、「第22条から第26条まで及び第28条から第30条まで」を「第25条から第28条まで及び第33条」に、「第17条第6号ロ」を「第17条第8号ロ」に、「、附則第26条」を「、附則第28条」に、「第18条第2項に、附則第27条から第29条まで」を「第18条第7項に、附則第29条から第33条まで」に、「第28条の「前年度分の課税標準額」」を「第30条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」に、「第27条の2第2項」を「第27条の2第5項」に、「第18条第2項に規定する」を「第18条第7項に規定する」に改め、同条を附則第35条とする。

附則第31条を附則第34条とし、附則第30条の次に次の3条を加える。

第31条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の8を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第32条 第30条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から

平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第30条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第33条 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額は、第30条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地据置都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地据置都市計画税額とする。

別表を削る。

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第20条の4第2項第2号中「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中

「第34条の6、第34条の7第1項及び附則第7条第1項」を「第34条の5、第34条の6、第34条の7第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第34条の7第1項」を「第34条の7」に、「同項」を「同条第1項」に、「法第37条の3」を「同条第3項中「法第37条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中天理市税賦課徴収条例第95条の改正規定及び同条例附則第16条の2の改正規定並びに附則第5条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第1条中天理市税賦課徴収条例第57条及び第59条の改正規定 平成18年10月1日
- (3) 第1条中天理市税賦課徴収条例第36条の2第6項及び第53条の4の改正規定、同条例附則第9条の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次条第3項の規定 平成19年1月1日
- (4) 第1条中天理市税賦課徴収条例第34条の3第1項の改正規定、同条例第34条の4を削り、第34条の5を第34条の4とし、同条の次に1条を加える改正規定、同条例第34条の6の改正規定、同条例第34条の7の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分を除く。）、同条例附則第5条第2項及び第3項並びに附則第6条から第7条までの改正規定、同条例附則第7条の2の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条及び第16条の4から第20条の3までの改正規定、同条例附則第21条を削る改正規定並びに第2条中天理市税賦課徴収条例附則第20条の4第2項、第5項及び第6項の改正規定並びに次条第2項並びに附則第3条及び第6条の規定 平成19年4月1日
- (5) 第1条中天理市税賦課徴収条例第34条の2及び第36条の2第1項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 平成20年1月1日

(6) 第1条中天理市税賦課徴収条例第34条の7の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）、同条例附則第7条の2の改正規定及び第2条中天理市税賦課徴収条例附則第20条の4第3項の改正規定並びに次条第6項の規定 平成20年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第24条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の3第1項及び第34条の5並びに附則第8条第2項、第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第19条の3並びに第20条の2第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第53条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、天理市税賦課徴収条例附則第21条第3項の規定は、適用しない。

4 新条例第34条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部

を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第34条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

6 新条例第34条の7及び第2条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例附則第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 平成18年度分の個人の市民税に限り、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の天理市税賦課徴収条例（以下この項及び次条第1項において「旧条例」という。）第24条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

8 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第34条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定

する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第34条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第34条の3の規定による所得割の額から新条例第34条の5の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧条例附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第34条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

2 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月天理市条例第13号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。）」とあるのは「零とする。）の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第34条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月天理市条例第13号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。

3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受け

ることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日)までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。

4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。

5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第34条の7第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。

6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。

7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあっては、その旨（第5項又は第6項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を、遅滞なく、通知する。

8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条及び第59条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間に新築された旧条例附則

第10条の2第4項に規定する貸家住宅については、平成19年度分の固定資産税に限り、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき321円

(2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 千本につき152円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第60号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成18年3月天理市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第5条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第5条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成17年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項中「、第34条の4及び前条」を「及び前2条」に改める。

専決第5号

専 決 処 分 書

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第34号）の公布に伴い、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例(昭和34年3月天理市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出しを「(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)」に改め、同項中「所得について同条第4項」を「所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項」に改め、「限る」の次に「。以下「特定公的年金等控除額」という」を加える。

附則第11項を附則第15項とし、附則第10項を附則第14項とし、附則第9項を削る。

附則第8項中「第6項」を「第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第7項を附則第12項とし、附則第4項から附則第6項までを5項ずつ繰り下げ、附則第3項の次に次の5項を加える。

(平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

4 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第19条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額によるものとし、)」とする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

5 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法によ

る特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第19条の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額によるものとし、）」とする。

（平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 6 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第13条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

（平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 7 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第13条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から7万円を控除した額）」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料の算定の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が地方税法附則第33条の3第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第13条及び第19条第1項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第1項に規定する

土地等に係る事業所得等の金額」と、第13条第1項中「同条第2項」とあるのは「同法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項第1号中「山林所得金額の算定」とあるのは「山林所得金額又は地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額の算定」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の附則第3項から第7項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料に適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

専決第6号

専 決 処 分 書

平成18年4月1日から実施される診療報酬の改定に関し、厚生労働大臣から診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）を始めとする関係告示がなされたことに伴い、天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年3月天理市条例第4号）の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要し、議会を招集する暇がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市立病院事業の設置等に関する条例（昭和43年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項を次のように改める。

診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料及びその他の使用料は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者については、奈良労働局長と奈良県労災指定病院協会長の協定価格とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第101号）を適用する選定療養に係る入院料については、当該告示及び別に厚生労働大臣が定める関係告示に基づいて算定した額並びに別表に定める料金の合算額とする。

別表第1項を次のように改める。

1 入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養

選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号）により算定した額

別表第3項第8号中「使用する」の次に「電気器具のうち、入院環境等に係るものに該当しない」を加える。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。